

## 女性デジタル人材育成業務仕様書

### 1 業務名

女性デジタル人材育成業務

### 2 業務の目的

デジタル人材育成事業者等が持つ知識・経験を活用して、主に求職中の女性を対象に、専門講師によるプログラムを開催し、就労に直結するデジタルスキル及び多様な働き方（テレワーク業務など）に対応するスキルを身に付けることにより、就労の実現及び所得の向上を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 女性デジタル人材育成プログラムの企画・運営一式

##### ア 内容

主に求職中の女性を対象とした、デジタルスキル及び多様な働き方（テレワーク業務など）に対応するスキルの習得を行うための専門プログラムの実施及び就労支援。

##### イ 対象者

市内在住の主に求職中の女性（正規社員で働いている人を除く）

（受講者は20名程度を予定する。また、対象は主に想定するものであり、広く様々な状況の女性の参加があることを前提とすること。ただし、市内在住であることは対象者の必須条件とする。）

##### ウ 実施回数

提案事項とする。

##### エ 実施企画

提案事項とするが、以下の内容については必須とする。

- (ア) パソコンを使用した実技訓練を実施することに加え、安定した就労に繋げるべく、ITを活用する上で前提となる幅広い知識（Excel・PowerPoint・Canva・生成AIなど）を得るためのプログラムや一定程度の収入（年収300万円以上）が得られるデジタルスキル習得（資格取得等）が可能なプログラムを実施すること。
- (イ) 対象者がプログラムの趣旨を理解できるよう、事前にプログラム全体の説明会を実施すること。なお、説明会の実施については、原則対面形式とするが、希望者が個々の事情に応じて参加しやすいよう、オンラインを併用して参加できる体制をとること。
- (ウ) 受講希望者が定員を上回る場合は面接などにより受講者の選考を行うこと。
- (エ) 対象者が参加しやすいよう、時間帯を配慮すること。
- (オ) 当日受講できなかった対象者のために、後日プログラムの動画を閲覧できる体制をとること。
- (カ) 講座受講後の課題等について、フォローができる体制をとること。
- (キ) プログラムの目的、支援内容（事前説明会等の案内も含む）が分かるパンフレットを作成すること。
- (ク) 当日資料の作成及び配付、動画配信など、当日の運営等にあたり必要なもの一切を行うこと。

(ケ) プログラム受講者に対して、アンケート調査を行い集計すること。

オ 実施時期

令和8年5月～令和9年3月

カ 実施形式

原則は対面形式とするが、受講者が個々の事情に応じて参加しやすいよう、オンラインを併用して受講できる体制をとること。

なお、オンラインの場合の方法及びITツールの選択については提案事項とする。

キ 実施場所

三原市役所本庁舎内を予定。

※会場確保は市が行うが、会場でインターネットに接続するための無線LAN等の通信機器は受注者で準備すること。

## (2) 企業との交流イベントの運営

ア 内容

市内企業への就労を見据えて、受講生が市内企業を知り、人事担当者等との関係構築を図れるイベントを実施する。このイベントの企画・運営にあたっては、受講者が市内企業への理解を深め、企業で働くイメージや会社の魅力を感じられるよう、受注者の持つ知識・経験を活かし、就労及び雇用の実現に効果的な内容とすること。

イ 対象

主に(1)の受講者

ウ 実施回数

提案事項とする。

エ 実施時期

提案事項とする。

オ 実施場所

三原市役所本庁舎内

## (3) (1)・(2)の周知・募集に関する助言及び監修

ア 内容

市が行う当該事業の周知・募集について、受注者の持つ知識・経験を活かし、受講者・参加企業の増加に効果的な助言及び監修を行うこと。

イ 実施時期

令和8年5月～令和8年7月

## (4) 就労機会の提供

ア 円滑な就労実現を図るため、受注者からプログラム受講者に対して、実践経験を積むためのOJTなどを複数回設けること。

イ プログラム終了後の就労の実現を図るため、最終的には、習得したデジタルスキルにより、アとは別の形(自社での雇用、就職先の斡旋、業務委託の発注など)で、受講者の就労の実現を図ること。

## 4 報告書

受注者は、業務完了後、委託業務実施内容の詳細及び事業効果・分析結果を記載した報告書を作成し、発注者に提出する。

また、成果物は、原則、電子データで納品することとし、その内容・媒体・数量については、発注者と協議する。

5 その他

- (1) 業務の履行に際して、受講者の費用負担が発生する場合には、あらかじめこのことを周知し、説明すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、協議の上、実施するものとする。

6 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

以上